（附属品検査の申請）

第十四条　法第四十九条の二第一項本文の規定により、附属品検査を受けようとする者は、様式第三の附属品検査申請書を附属品の所在地（附属品の製造の事業を行う者の製造する附属品については事業所の所在地、輸入をした附属品については附属品の陸揚地。以下この条において同じ。）を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定する容器を除く。）に装置されている附属品については、附属品の所在地を管轄する都道府県知事（当該附属品が指定都市の区域内にある場合であつて、当該附属品に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該附属品の所在地を管轄する指定都市の長。第七十条において同じ。）、協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

（特別充塡の許可申請）

第二十三条　法第四十八条第五項の許可を受けようとする者は、様式第四の特別充塡許可申請書に事由を具した書面を添えて、充塡する事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定するものを除く。）に係るものについては、充塡をする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（当該事業所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市の長）に提出しなければならない。

（容器再検査の方法）

第二十五条　法第四十九条第一項の経済産業省令で定める方法は、告示で定めるものとする。

2　［略］

（容器再検査における容器の規格）

第二十六条　法第四十九条第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格のうち、溶接容器、ろう付け容器、一般継目なし容器（半導体製造用として大気圧の下で露点が零下六十度以下の別表第一に掲げる種類の高圧ガスを充塡するためのものであつて、法第四十九条第一項に定める容器再検査の方法として超音波探傷を行うもの（以下「半導体製造用継目なし容器」という。）を除く。）、一般複合容器及びアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器に係るものは、容器検査合格月の前月の末日又は第一号及び第三号に掲げるところにより行う容器再検査合格月の前月の末日から起算して四年一月を経過して最初に受ける容器再検査以外にあつては、第一号に掲げるもののうち経済産業大臣が定めるもののみとすることができる。

一　容器は、次に規定するところにより外観検査を行い、これに合格するものであること。

イ～ハ　［略］

二　［略］

三　容器は、次に規定するところにより耐圧試験を行い、これに合格するものであること。

イ～ハ　［略］

四　一般複合容器にあつては、告示で定める基準に適合するものであること。

2　法第四十九条第二項の経済産業省令で定める規格のうち、超低温容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一　容器は、次に規定するところにより気密試験を行い、これに合格するものであること。

イ・ロ　［略］

（附属品検査の申請）

第十四条　法第四十九条の二第一項本文の規定により、附属品検査を受けようとする者は、様式第三の附属品検査申請書を附属品の所在地（附属品の製造の事業を行う者の製造する附属品については事業所の所在地、輸入をした附属品については附属品の陸揚地。以下この条において同じ。）を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定する容器を除く。）に装置されている附属品については、附属品の所在地を管轄する都道府県知事）、協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

（特別充塡の許可申請）

第二十三条　法第四十八条第五項の許可を受けようとする者は、様式第四の特別充塡許可申請書に事由を具した書面を添えて、充塡する事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定するものを除く。）に係るものについては、充塡をする事業所の所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。

（容器再検査の方法）

第二十五条　法第四十九条第一項の経済産業省令で定める方法は、告示に定めるものとする。

2　［略］

（容器再検査における容器の規格）

第二十六条　法第四十九条第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格のうち、アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器、一般継目なし容器、溶接容器、ろう付け容器及び一般複合容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器に係るものは、容器検査合格月の前月の末日又は第一号及び第三号に掲げるところにより行う容器再検査合格月の前月の末日から起算して四年一月を経過して最初に受ける容器再検査以外にあつては、第一号に掲げるもののうち経済産業大臣が定めるもののみとすることができる。

一　容器は、次のイからハまでに規定するところにより外観検査を行い、これに合格するものであること。

イ～ハ　［略］

二　［略］

三　容器は、次のイからハまでに規定するところにより耐圧試験を行い、これに合格するものであること。

イ～ハ　［略］

四　一般複合容器にあつては、告示に定める基準に適合するものであること。

2　法第四十九条第二項の経済産業省令で定める規格のうち、超低温容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一　容器は、次のイ及びロに規定するところにより気密試験を行い、これに合格するものであること。

イ・ロ　［略］